

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和7年6月5日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長
石渡 一成

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 バッテリーテスト 外1点
- (2) 数 量 及 び 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納入(履行)場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
関東管区警察局群馬県情報通信部(群馬県警察本部8階)
- (4) 納入(履行)期限 令和7年8月8日(金)
- (5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、4(2)の提出期限までに提出すること。
- (6) 電子調達システムの利用
本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)

なし

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 (群馬県警察本部8階)
問合せ先 電話番号 027-243-0110(代表)
Mail gunma.CGA@npa.go.jp
- (2) 交付方法 本公告日から3(1)に示す場所において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))<https://www.p-portal.go.jp/>から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和7年6月5日(木)から令和7年6月26日(木)まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く。)

4 見積書等提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 日 時 ① 相当品申請書
令和7年6月19日(木) 16時00分
② 見積書
令和7年6月26日(木) 12時00分

5 見積合わせ日時

令和7年6月26日(木) 14時00分

6 支払条件

各月の履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

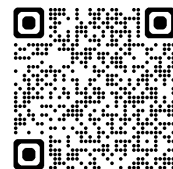
7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、1円未満の端数がある場合は切捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 027-243-0110
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局群馬県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 027-243-0110

調達ポータルリンク先



見 積 合 わ せ 事 項 書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局群馬県情報通信部長 石渡 一成

2 業務内容

(1) 件 名

バッテリーテスト 外1点

(2) 規格及び数量

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年8月8日（金）

(4) 履行場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

関東管区警察局群馬県情報通信部（群馬県警察本部8階）

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書を提出しなければならない。

なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件を全て満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、当方の承諾が得られていること。

6 見積書提出場所等

(1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 下記期間中に、「電子調達システム」で行う。ただし、電子調達システムに

より難しい場合は、見積依頼書 3 にて交付を行う。

日 時 令和 7 年 6 月 5 日（木）から令和 7 年 6 月 26 日（木）まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く。）

(2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書 3 に示す場所に、下記期限までに提出しなければならない。

期 限 ①相当品申請書

令和 7 年 6 月 19 日（木） 16 時 00 分まで

②見積書

令和 7 年 6 月 26 日（木） 12 時 00 分まで

（官庁執務時間内、土日祝日を除く。）

(3) 見積合わせ日時

令和 7 年 6 月 26 日（木） 14 時 00 分

(4) 見積書の提出方法

ア 見積書は、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

イ 見積書の様式は問わないが、別紙－1 の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

ウ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

エ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

ア 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

イ 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

(ア) 金額を訂正した見積書

(イ) 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

(ウ) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

(エ) 同一の見積合わせについて、2 通以上提出された見積書

(6) 見積合わせ

ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

イ 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

ウ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7 契約書作成の要否

会計法令に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8 その他

(1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合がある

ので、これに従うこと。

- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。
- (6) 仕様書の別紙「相当品申請書」は、仕様書の規格以外での相当品で見積もりたい場合に提出すること。

9 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（I P 電話等をご利用の場合）

時間 平日9:00～17:30

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 バッテリーテスト 外1点

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金									

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局群馬県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 ○○○○○○○○○○

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	*	*	*	*	*	*

↑金額の頭に¥マークを入れる。

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。

仕 様 書

- 1 件名 バッテリーテスト 外 1 点
- 2 規格・数量 下記のとおり
- 3 納入場所 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
関東管区警察局群馬県情報通信部（群馬県警察本部 8 階）
- 4 納入期限 令和 7 年 8 月 8 日(金)
- 5 検査 納入物品及び納品書をもって検査を行う。
- 6 支払条件 検査合格後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、その対価を請負業者に支払うものとする。
- 7 その他
 - (1) 仕様等に疑義がある場合には、通信庶務課資材係（以下「担当係」という。）に説明を求めることとし、見積書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 仕様書に示した規格以外の相当品については事前に別紙「相当品申請書」を提出し、承認を得ること。
 - (3) 納入に当たっては、担当係と事前に納入日等を十分に打ち合わせの上、職員が指示する場所に納入すること。
 - (4) 納品後、速やかに「関東管区警察局群馬県情報通信部長」宛てに納品書を提出すること。
 - (5) 検査合格後、速やかに「官署支出官関東管区警察局総務監察部長」宛てに請求書を発行すること。

記

番号	品名	規格	数量	単位	備考
1	バッテリーテスト	BT3554-51	1	個	相当品可
2	多機能レベル測定器	LM-331B	1	個	相当品可

相当品申請書

令和 年 月 日

会社名

バッテリーテスト 外1点について、下表の物品を参考規格の相当品として申請します。

【申請にかかる連絡先】

担当者		電話番号		FAX番号	
-----	--	------	--	-------	--

【相当品申請事項】

品名	参考規格	相当品規格	審査結果	不可の場合、理由

【注意事項】

本申請について、参考規格以外の相当品で見積もりたい場合は、令和7年6月19日(木)16時までに提出すること。